
平成30年4月版
ケアマネジャーと請求事務職のための

介護事務テキスト 2

(令和元年10月一部変更)

- 地域支援事業・総合事業
- 例題
- 関連資料

Sample

TOKYO CITY
WELFARE SERVICE

介護事務テキスト2 目次

(一部または全部変更)

本書について…1 ページ

VOL 4 4 地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業…2 ページ

VOL 4 5 例題…4 ページ

例題 1 … 4 介護給付費明細書(様式第二)の作成：訪問介護を提供した場合

例題 2 … 8 介護給付費明細書(様式第二)の作成：訪問入浴介護を提供した場合

・同一の事業所で訪問介護も提供

例題 3 … 1 0 介護給付費明細書(様式第二)の作成：訪問看護を提供した場合

・同一の事業所で訪問看護も提供

例題 4 … 1 2 介護給付費請求書(様式第一)の作成：

例題 3 について居宅サービス事業所の介護給付費請求書

例題 5 … 1 6 介護給付費明細書(様式第二)の作成：居宅療養管理指導を提供した場合

例題 6 … 1 8 介護給付費明細書(様式第二)の作成：通所介護を提供した場合

例題 7 … 2 0 介護給付費明細書(様式第三)の作成：短期入所生活介護を提供した場合

・食費・居住費の補足給付なし

例題 8 … 2 3 介護給付費明細書(様式第二)の作成：短期入所介護を提供した場合

例題 9 … 2 5 介護給付費明細書(様式第二)の作成：短期入所介護を提供した場合

例題 1 0 … 2 7 介護給付費明細書(様式第二)の作成：短期入所介護を提供した場合

例題 1 1 … 2 9 介護給付費明細書(様式第二)の作成：認知症対応型居宅介護を提供した場合

例題 1 2 … 3 1 介護給付費明細書(様式第二)の作成：認知症対応型共同生活介護を提供した場合

例題 1 3 … 3 3 介護給付費明細書(様式第二)の作成：認知症対応型共同生活介護を提供した場合

・食費・居住費の補足給付なし

例題 1 4 … 4 0 介護給付費明細書(様式第八)の作成：介護福祉施設サービスを提供した場合

・初期加算あり・外泊時費用あり・食費・居住費の補足給付なし

例題 1 5 … 4 2 介護給付費明細書(様式第八)の作成：介護福祉施設サービスを提供した場合

・初期加算あり・外泊時費用あり・食費・居住費の補足給付なし

例題 1 6 … 4 5 介護給付費明細書(様式第八)の作成：介護福祉施設サービスを提供した場合

・初期加算あり・外泊時費用あり・食費・居住費の補足給付あり

例題 1 7 … 4 8 介護給付費明細書(様式第八)の作成：介護福祉施設サービスを提供した場合

・初期加算あり・外泊時費用あり・食費・居住費の補足給付あり・社会福祉法人等による軽減あり

例題 1 8 … 5 1 介護給付費明細書(様式第九)の作成：介護保健施設サービスを提供した場合

・緊急時施設療養費の特定治療を行った場合・食費・居住費の補足給付なし

例題 1 9 … 5 3 介護給付費明細書(様式第九)の作成：介護保健施設サービスを提供した場合

・緊急時施設療養費の緊急時治療管理を行った場合・食費・居住費の補足給付あり

例題 2 0 … 5 7 介護給付費明細書(様式第十)の作成：介護療養施設サービスを提供した場合

・特定診療費に係る指導管理等を行った場合・食費・居住費の補足給付なし

-
- 例題 2 1 … 5 9 介護給付費明細書(様式第十)の作成：介護療養施設サービスを提供した場合
・ 特定診療費に係る指導管理を行った場合 ・ 食費・居住費の補足給付あり
- 例題 2 2 … 6 3 介護給付費明細書(様式第二の三)の作成：訪問型サービス(独自)を提供した場合
- 例題 2 3 … 6 6 介護給付費明細書(様式第二の二)の作成：介護予防訪問入浴介護を提供した場合
- 例題 2 4 … 6 8 介護給付費明細書(様式第二)の作成：
介護保険の被保険者が生活保護の受給者である場合(訪問介護を提供)
- 例題 2 5 … 7 2 介護給付費明細書(様式第二)の作成：
介護保険の被保険者が生活保護の受給者である場合(訪問介護を提供)
・ 公費分本人負担あり
- 例題 2 6 … 7 5 介護給付費明細書(様式第二)の作成：生活保護の単独請求(訪問介護を提供)

VOL 4 6 関係資料… 7 9 ページ

1. 区分支給限度基準額… 7 9
 2. 区分支給限度基準額に含まれるサービス、限度基準額が適用されないサービス… 7 9
 3. 訪問介護でよく使用するサービス内容・単位数… 8 3
 4. 介護職員処遇改善加算の算定要件等… 8 5
 5. 介護給付費請求書・明細書様式体系一覧… 8 8
 6. サービス種別・地域区分別の1単位の単価… 8 9
 7. 地域区分に属する地域… 9 0
 8. 摘要欄記載事項… 9 2
 9. 基準費用額、負担限度額… 1 0 5
 - 1 0. 特別療養費に係る指導管理…
 - 1 1. 特別療養費識別…
 - 1 2. 特定診療…
 - 1 3. 特定診療費…
 - 1 4. 介護予防・介護保険のサービス種別におけるサービス種類の考え方について… 1 1 6
 - 1 5. 月額定額報酬の適用にかかる適用… 1 2 6
 - 1 6. 保険優先公費の適用(適用優先度順)… 1 3 2
 - 1 7. カレンダー… 1 3 5
-

本書について

本書「平成30年4月版 ケアマネジャーと請求事務職のための 介護事務テキスト1・2」は、初心者のかたを対象に、介護保険制度の概要、各サービスの内容、その算定方法について掲載しています。また、介護給付費明細書等の作成の例題を、解答と解説付きで掲載しています。

※例題演習のときに使用する「解答用の様式」および「サービスコード表」については、下記の手順によりダウンロードして下さい。

平成30年度版については、従来の介護事務講座問題集の内容をテキストのほうへ一本化してあります。
本書は、専門学校などにおける講習、介護ソフト上での入力演習にも適しています。

●介護給付費明細書等の解答用様式

解答用の様式については、インターネット上の介護保険事務情報サイト(<http://www.kaigojimu.com/>)より参照して下さい。

手順

- ① 介護保険事務情報サイト(トップページ)より「介護情報サイト」のページを開きます。
- ② 平成27年4月の介護報酬改定に対応した介護給付費請求書等の様式についてを、クリックします。
ダウンロードのうえ紙出力します。
ファイルはWord形式です。

●サービスコード表

サービスコード表については、インターネット上の介護保険事務情報サイト(<http://www.kaigojimu.com/>)より参照して下さい。

手順

- ① 介護保険事務情報サイト(トップページ)より「介護情報サイト」のページを開く。
- ② ホームネットをクリックします。
次に新着情報のバナーをクリックし、介護保険事務処理システム(平成29年8月6日事務連絡)をクリックします。
ファイルはPDF形式です。

※ 例題22については、明石市介護保険事務センターサービスコードのページより、令和元年10月以降のサービスコードを使用してください。

●注 介護職員処遇改善

1月につき+基本サービス単位数(当該サービス種類)に、介護職員処遇改善加算の加算率を乗じて得た総単位数(当該サービス種類)に、介護職員等特定処遇改善加算のサービス単位数は含めない。

※介護職員等特定処遇改善加算のサービス単位数の計算に、介護職員等特定処遇改善加算のサービス単位数は含めない。

VOL 44 地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度のサービスには、市町村が主体となって行う以下のサービスがあります。

1. 地域支援事業

地域支援事業は、介護予防の推進と地域のマネジメント機能を強化していくものです。

地域支援事業には、全市町村が必ず実施する

1. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

2. 包括的支援事業

および市町村の判断で実施する

3. 任意事業があります。

1. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

① 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供

② 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供

③ その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネ

●対象者は、「要支援者に該当する者」または「(チェックリストの判定チ

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

収集した情報等の活用により、閉「の活動へつなげる。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及「教育など)

③ 地域介護予防活動

住民主体の介護予防

④ 一般介護予防事業評価

介護保険事業計画に定め「成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う。

⑤ 地域リハビリテーション活動

介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施。

●対象者は、すべての高齢者が対象です。

2. 包括的支援事業

●地域包括支援センターの運営

(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実)

●在宅医療・介護連携の推進

●認知症施策の推進

(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等)

●生活支援サービスの体制整備

(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

3. 任意事業

●介護給付費適正化事業

●家族介護支援事業 他

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、地域支援事業における「介護予防・生活支援サービス事業」および「一般介護予防事業」を総合的に実施する事業です。

総合事業は、市町村の判断により「介護予防ケアマネジメント」、「予防サービス(訪問型サービス、通所型サービス)」、「生活支援サービス(配食・見守り等)」を総合的に実施できる事業です。

●対象者は、「要支援者に該当する者」または「(チェックリストの判定を受けた)事業対象者」です。

総合事業の目的

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

基本的な考え方

多様な生活支援の充実、NPO団体やボランティアなどによるさまざまなサービスの開発を進めていきます。そして高齢者の社会参加や介護予防の推進、意識の共有、認知症の人に対する適切な支援などを実施します。結果として費用の効率化につながることを目指します。

- ① 多様な生活支援の充実
- ② 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり
- ③ 介護予防の推進
- ④ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開
- ⑤ 認知症施策の推進
- ⑥ 共生社会の推進

● 要支援者等の多様なニーズに対して総合事業のサービスを提供していく中で、市町村が中心となってサービスを類型化しそれに合せた基準や単価等が定められています。

● 介護予防サービスのうち、従来の介護予防サービスは、平成28年度末までに段階的に総合事業に移行され、それら相当のサービスが提供されます。

● 総合事業実施の主体は市町村ですが、NPOや宅配サービス業者などの民間企業も担い手となっています。

3. 市町村独自の取り組み

地域密着型サービスについては、市町村は「地域密着型サービス運営委員会」の意見を聴いた上で、国の基準額の範囲内で独自の介護報酬を設定することができます。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、小規模多機能型居宅介護費、複合型サービス費については、市町村が厚生労働大臣の認定を受けて通常より高い報酬(市町村独自加算)の算定基準を設定することができます。

例題 1

介護給付費明細書(様式第二)の作成：訪問介護を提供した場合

次の条件で令和元年11月分の帳票「介護給付費明細書」を作成せよ。

[注意事項]

- サービス提供開始月は令和元年8月とします。

[事業者情報]

事業所番号	1301010101
事業所名称	はるかぜステーション株式会社
事業所の種類	指定居宅介護支援事業所

事業所番号	1392748330
事業所名称	つばさヘルプサービス
事業所の種類	指定訪問介護事業所
施設等の区分	身体介護、生活援助
所在地	〒164-0003 東京都中野区東中野1-10
連絡先	03-3881-0000
加算・減算の項目	(なし)

[被保険者情報]

被保険者番号	
氏名(フリガナ)	
性別	
生年月日	平成12月2日
保険者	中野区(131144)
要介護状態	要介護1
認定有効期間	令和元年8月1日～令和2年7月31日
住所	〒164-0003 中野区東中野1-1 TEL 03-3880-1234
その他	自己負担が2割となる一定以上の所得者ではない※

※一定以上の所得のある第一号被保険者(65歳以上の高齢者)については、自己負担を1割から2割に引き上げる。また、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(平成30年8月施行)。

[サービス内容]

- 訪問介護の生活援助20分以上45分未満、毎週木曜日・月4回
 - 訪問介護の身体介護20分以上30分未満、毎週水曜日・月4回
- (以上、計8日間)

様式第二（附則第二条関係）

例題1 解答

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用））

公費負担者番号										令和 元 年 1 1 月 分																									
公費受給者番号										保険者番号 1 3 1 1 4 4																									
被保険者	被保険者番号	0 4 4 2 6 7 8 1 0 0										請求事業者	事業所番号	1 3 9 2 7 4 8 3 3 0																					
	(フリガナ)	ムロフシ コウ											事業所名称	つばさヘルプサービス																					
	氏名	室伏 コウ											所在地	〒 1 6 4 - 0 0 0 3																					
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和						性別	1. 男 2. 女					東京都中野区東中野 1-10																					
	2 年 1 2 月 2 日																																		
	要介護状態区分	要介護 1 2 3 4 5											連絡先	電話番号 03-3881-0000																					
認定有効期間	令和 元 年 8 月 1 日 から		令和 2 年 7 月 3 1 日 まで																																
居宅サービス計画		1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成										事業所番号		1 3 0 1 0 1 0 1 0 1										事業所名称		はるかぜステーション（株）									
開始年月日		令和 年 月 日		中止年月日		令和 年 月 日																													
中止理由		1. 非該当 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院 9. 介護医療院入所																																	
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード						単位数		回数	サービス単位数		公費対象単位数						摘要															
	生活援助 2		1 1 7 2 1 1						1 8 2		4																								
	身体介護 1		1 1 1 1 1 1						2 4 9																										
給付費明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容		サ		サービス単位数						公費分回数		公費対象単位数						施設所在 保険者番号		摘要														
請求額集計欄	①サービス種類コード ／②名称		1 1		訪問介護																														
	③サービス実日数		8		日						日		日																						
	④計画単位数				1 7 2 4																														
	⑤限度額管理対象単位数				1 7 2 4																														
	⑥限度額管理対象外単位数																																		
	⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥				1 7 2 4																給付率（/100）														
	⑧公費分単位数																				保険 9 0														
	⑨単位数単価		1 1 4 0		円／単位						円／単位		円／単位		円／単位						公費 合計														
	⑩保険請求額		1 7 6 8 7		円						円		円		円						1 7 6 8 7														
	⑪利用者負担額		1 9 6 6		円						円		円		円						1 9 6 6														
	⑫公費請求額																																		
	⑬公費分本人負担																																		

例題1の解説(介護給付費明細書の記載について)

介護給付費明細書は、基本的に上のほうから1. 基本情報欄、2. 給付費明細書欄、3. 請求額集計欄という構成になっています。この順番で作成していきます。

訪問介護を提供した場合は、様式第二の介護給付費明細書を使用します。

1. 基本情報欄

- 請求対象となるサービスを提供した年月を記載します。
- 介護保険被保険者証から、保険者番号、被保険者番号、氏名、フリガナ、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間を記載します。
- 居宅サービス計画
作成区分を「まる」で囲みます。介護保険被保険者証から、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所の名称を記載します。サービス提供票(またはWAM NET)から、事業所番号を記載します。
- 開始年月
サービス提供の開始年月日を記載します。前月以前から継続している場合は、記載しません。
- 請求事業者
請求をする事業所の事業所番号、事業所名称、所在地、連絡先を記載します。

2. 給付費明細欄

- 例題のサービス内容とサービスコード表に掲載されている「算定項目の内容」と照らし合わせて、サービスコード表から、「サービス内容」、「サービスコード」、「単位数」を記載します。
- それぞれのサービス内容について、「サービス提供回数」を記載します。そして、単位数に回数を乗じて、「サービス単位数」を算出します。

3. 請求額集計欄

- 給付率 保険の給付率を百分率で記載します。※介護保険料率表を確認します。
- サービス種類コード サービスコードの上2桁を記載します。
- 名称 当該サービス種類の名称を記載します。
- サービス実日数 当該対象日数を記載します。
- 計画単位数
サービス提供票別記の「区分支給限度基準内単位数」を記載します。
728単位(生活援助) × 2.4 = 1724単位
計画単位数については、サービス提供票別記の「区分支給限度基準内単位数」を記載します。例題においては、区分支給限度基準額を超えていないものと見做し、単位数の合計を記載します。すなわち、その月においては利用者に提供するすべてのサービス種類において計画単位数を調整する必要はありません。※区分支給限度基準内単位数 テキスト1の157ページ参照
- 限度額管理対象単位数
当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象のサービス単位数を合計して記載します。(1724単位)
- 限度額管理対象外単位数
当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象外のサービス単位数を合計して記載します。
(例題においては、限度額管理対象外の単位数は算定しない為、記載しません。)
- 給付単位数
「計画単位数」と「限度額管理対象単位数」のいずれか低い方の単位数に「限度額管理対象外単位数」を加えた単位数を記載します。(1724単位)

例題1の解説(介護給付費明細書の記載について)

●単位数単価

事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価

11.14円/単位(1級地/訪問介護)

●保険請求額

「費用総額」＝「給付単位数」×「単位数単価」(小数点以下切り捨て)

1724単位 × 11.40円/単位 → 19,653円

「保険請求額」＝「費用総額」×「給付率」(小数点以下切り捨て)

19,653円 × 90/100 → 17,687円

●利用者負担額

「利用者負担額」＝「費用総額」－「保険請求額」

19,653円 － 17,687円 ＝ 1,966円

●最後に何枚中何枚目であるかについても忘れずに記載します。

Sample